

日田市規則第34号

日田市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和8年8月20日

日田市長 棕 野 美 智 子

日田市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

日田市手数料条例施行規則（昭和42年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
（手数料の算定） 第3条 略 2～5 略	（手数料の算定） 第3条 略 2～5 略 <u>6 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査の成果品及び成果品に変更を加えた成果品調査関係資料（以下「成果品等」という。）の写しを交付する場合に、地籍管理システムから出力した成果品等のデータを電磁的記録媒体に複写して交付するときは、1筆を1件とする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。